

国民健康保険の高額療養費制度

ひと月の医療費（※❶）の自己負担額が高額になったとき、基準に該当する場合は、限度額を超えた分が申請により、高額療養費として支給されます。

申請には保険証、領収書、口座番号、個人番号（マイナンバー）のわかるもの（※❷）が必要です。

確定申告で医療費控除を受けられる場合は「医療費等の明細書」を作成すれば領収書の提出は不要となりますが、領収書は必ず保管してください。

※70歳未満と70歳以上の人では、限度額が異なります。詳しくは次の❶、❷および表をご覧ください。

※❶ひと月の医療費とは

月の1日から月末までの月単位で、保険適用になった自己負担額

※❷個人番号（マイナンバー）がわかるものとは

マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと本人確認書類（運転免許証等）をご提示ください。代理人は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

❶70歳未満の人

同じ医療機関で支払った医療費が対象です（院外処方の場合、調剤も同じ医療機関として計算）。異なる医療機関の分は、それぞれが21,000円以上であれば合算対象となります。また、同じ医療機関でも内科と歯科、入院と外来は別々に計算します。

❷70歳以上75歳未満の人

病院・診療所、歯科の区別なく合算できます。
外来（個人単位）と入院・外来（世帯単位）で限度額が異なります。

■入院や外来でひと月の自己負担額が高額になる場合

事前に国保医療課で次の認定証の交付を受けておくと、医療機関での自己負担は限度額までとなります。

ただし、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を導入している医療機関は、本人同意があれば限度額適用認定証は不要です。

◆70歳未満の人＝「限度額適用認定証」

◆70歳以上75歳未満の人

▶低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する人＝「限度額適用・標準負担額減額認定証」

▶現役並みⅠ・Ⅱに該当する人＝「限度額適用認定証」

☎国保医療課国保年金係（☎983-2962）

❶70歳未満の自己負担限度額（月額）

区 分			医療費の自己負担限度額	
			3回目まで	4回目以降 (※3)
住民税課税世帯	上位 所得者 (※1)	基礎控除後の総所得 (※2) 901万円超	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1 %	140,100円
		基礎控除後の総所得 600万円超～ 901万円以下	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1 %	93,000円
	一般	基礎控除後の総所得 210万円超～ 600万円以下	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1 %	44,400円
		基礎控除後の総所得 210万円以下	57,600円	
住民税非課税世帯(※4)			35,400円	24,600円

※1＝所得の申告をしていない人も、上位所得者とみなされますので、必ず申告してください。

※2＝基礎控除後の総所得とは、国保被保険者それぞれの前年の所得から基礎控除を引いた額を全て合算した額。

※3＝過去12カ月間に1世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合。

※4＝同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人。

❷70歳以上75歳未満の自己負担限度額（月額）

区 分			自己負担限度額		
			外 来 （個人単位）	外来＋入院 （世帯単位）	4回目以降 （※5）
住民税 課税世帯	現役並み所得者 （※1）	現役並みⅢ （課税所得690万円以上）	252,600円＋ （医療費の総額－ 842,000円）×1%		140,100円
		現役並みⅡ （課税所得380万円以上）	167,400円＋ （医療費の総額－ 558,000円）×1%		93,000円
		現役並みⅠ （課税所得145万円以上）	80,100円＋ （医療費の総額－ 267,000円）×1%		44,400円
	一 般（※2）	18,000円 （年間上限額） 144,000円	57,600円		
住民税 非課税世帯	低所得Ⅱ（※3）		8,000円	24,600円	
	低所得Ⅰ（※4）			15,000円	

※1＝同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が、複数で520万円未満、単身で383万円未満の場合は申請により「一般」となります。なお、同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が210万円以下の場合は「一般」となります。

※2＝現役並み所得者、低所得Ⅱ・Ⅰ以外の人。

※3＝同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である世帯に属する人（低所得Ⅰ以外の人）。

※4＝同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人。

※5＝過去12カ月間に1世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合。

令和7年4月からの 放課後児童クラブ入所児童募集

受付期間 12月9日(月)～令和7年1月10日(金)

■対象 市内在住の小学新1～新6年生で、保護者の就労・疾病・出産その他やむを得ない事情により、放課後にご家庭で保護を受けられない児童

■開設日時

▶平日＝放課後～午後7時（午後6時30分～7時の延長利用には、事前申請が必要）

▶土曜日＝午前8時～午後6時（事前申請が必要）

※八幡市立小学校の休業日や行事等に合わせて開設します。

■費用 使用料＝月額8500円（所得に応じて変更あり）、傷害保険料＝600円（年額）、その他おやつ代などの負担あり

■受付時間

▶各施設＝平日午後1時～7時（土曜日は午前8時～午後6時）

▶こども未来課＝平日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分

■申請方法 申請書類に必要事項を記入し、保

小学校区	実施施設
八幡小	八幡小学校内
くすのき小	竹園児童センター内
さくら小	男山児童センター内
橋本小	橋本児童センター内
中央小	中央小学校内
有都小	有都小学校内
南山小	南山小学校内
美濃山小	美濃山小学校内
	子ども・子育て支援センター内

護者の就労証明書等を添えて提出

※申請書類等はこども未来課と各施設で配布するほか、口座振替申込用紙以外は、市ホームページから入手可。

※書類に不備がある場合は受け付けできません。
※受付期間内の申込者を優先して受け入れするため、受付期間後の申請の場合、希望の利用開始日から利用できない場合があります。

※美濃山小学校区の希望クラブ調査票は、受付期間内の申請者のみ対象となります。

☎こども未来課（☎983-1125）

やわたブランド「ヤワタカラ」



認定品を募集

八幡市産の素材を使用した商品、市内に存在する歴史ある商品、八幡らしい名称・デザインをした商品など、八幡ならではの商品をやわたブランド「ヤワタカラ」として認定・発信するための逸品を募集します。

※詳細は「ヤワタカラ認定申請の手引き」をご覧ください（右記のQRコードからアクセス可）。



■対象商品

▶食料品（食品表示基準に規定する加工食品）

▶工芸品

▶農産物（食品表示基準に規定する農産物）

■応募方法 所定の申請書と申請調書に必要事項を記入し、添付書類を添えて、12月27日（金）午後5時15分までに「やわたブランド審査委員会事務局（商工観光課）」へ持参（郵送不可）。

※土・日曜日を除く。

※申請数は1事業者につき2点まで。

※申請書等は、市ホームページほか、商工観光課や観光協会、商工会、J A 京都やましろ八幡市支店に配架。

☎やわたブランド審査委員会事務局（商工観光課）（☎983-2853）